

## 令和3年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構の 業務実績に関する評価結果（案）の概要

### 1 主旨

北海道では、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づく地方独立行政法人北海道総合研究機構に係る令和3年度の業務実績に関する評価を、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第2条の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員会の意見を聴き実施している。

### 2 評価結果

#### (1) 全体評価

令和3年度の業務実施状況について検証・評価を行ったところ、「Ⅳ」評価（順調に進んでいる）が2項目、「Ⅲ」評価（おおむね順調に進んでいる）が1項目、「Ⅱ」評価（やや遅れている）が2項目となり、総合的に勘案すると、令和3年度の業務実績は「おおむね順調に進んでいる」と認められる。

#### (2) 項目別評価（主なもの）

##### 1 研究の推進及び成果の普及・活用（評価：Ⅲ）

- ・ 総合力を発揮して取り組む「食」、「エネルギー」、「地域」の研究分野について、分野横断的に実用化や事業化につながる研究開発を戦略的・重点的に展開し、成果を得ることができた。
- ・ 戦略研究、重点研究のほか、経常研究や外部資金による研究など計643課題を実施した。
- ・ 特許権等の知的財産について、道内企業等への利用促進を図るとともに、「ビジネスE X P O」等展示会に出展し、企業等との積極的なマッチング活動を行った。

##### 2 総合的な技術支援、連携の推進及び広報機能の強化（評価：Ⅱ）

- ・ 企業等からの依頼に応じた技術相談や技術的な問題解決に向けた指導等を実施するとともに、一部については、共同研究や依頼試験等の実施につながった。
- ・ 依頼試験について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により目標値を下回ったため、今後は利用者に活用いただけるよう取組手法を工夫する必要がある。

##### 3 業務運営の改善及び効率化（評価：Ⅳ）

- ・ 幅広い視野を持つ人材を採用するため、新たな試験区分「複合領域」を設けたほか、時代の潮流に合わせた採用試験制度の見直しや受験者を幅広く募集できるよう各種改正を行い、優秀な人材の確保及び育成に資する取組を十分に実施した。

##### 4 財務内容の改善（評価：Ⅳ）

- ・ 事務的経費や維持管理経費の節約など効率的な執行に取り組むとともに、外部資金や知的財産収入など多様な財源の確保に努めた。

##### 5 その他業務運営（評価：Ⅱ）

- ・ 施設等整備計画に基づき、第3期中期計画期間内に目標使用年を経過する大規模施設の更新や移転・集約に向けた検討を行うとともに、施設の状況把握を進め、現有施設の有効活用、庁舎の省エネ化等ファシリティマネジメントの取組を進めたほか、施設等整備計画書により施設・設備の改修や修繕の必要性を判定し、計画的な修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図った。
- ・ 法令の遵守について、今後も、これまでの取組の内容及び効果を詳細に分析するとともに、道民の範たる公的機関の職員であるという深い自覚と、コンプライアンス意識の徹底になお一層取り組んでいく必要がある。
- ・ 安全管理については、業務中の労働安全に係る重大事故が発生したことから、各職場における安全管理に向けた取組の継続はもとより、道総研の総力をあげて安全性の向上に、より一層取り組む必要がある。

(参考) 項目別評価一覧表

年度計画		評価項目番号	法人自己点検・評価					知事評価					項目別評価 (VIVIII II I)		
			S	A	B	C	計	検証							
								S	A	B	C	計			
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 研究の推進及び成果の普及・活用	1-22													1 研究の推進及び成果の普及・活用 III
	2 知的財産の管理・有効活用	23	0	22	1	0	23	0	22	1	0	23			
	3 総合的な技術支援の推進	24-27													2 総合的な技術支援、連携の推進及び広報機能の強化 II
	4 連携の推進	28-29	0	5	2	0	7	0	5	2	0	7			
	5 広報機能の強化	30													
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営の基本的事項	31													3 業務運営の改善及び効率化 IV
	2 組織体制の適切な見直し	32													
	3 業務の適切な見直し	33-34	0	6	0	0	6	0	6	0	0	6			
	4 職員の能力向上と人材の確保	35-36													
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	1 財務の基本的事項	37													4 財務内容の改善 IV
	2 多様な財源の確保	38-39													
	3 経費の効率的な執行	40-41	0	6	0	0	6	0	6	0	0	6			
	4 資産の管理	42													
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設・設備の整備及び活用	43-44													5 その他業務運営 II
	2 内部統制の整備	45-47													
	3 社会への貢献	48-50	0	8	2	0	10	0	8	2	0	10			
	4 情報公開	51													
	5 環境への配慮	52													

◆法人自己点検・評価基準

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項（右欄の項目以外の項目）	数値目標の項目に関する事項
S 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が90%以上(S,Aの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
A 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	
B 十分に実施していない	取り組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき	達成度が90%未満(B,Cの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
C 実施していない	取組が行われていないとき	

◆知事評価基準

評価基準	
V	特筆すべき進捗状況にある
IV	順調に進んでいる（すべてS～A）
III	おおむね順調に進んでいる（S～Aの割合が9割以上）
II	やや遅れている（S～Aの割合が9割未満）
I	重大な改善事項がある